

令和8年第2回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和8年 6月 2日
本日の会議 令和8年 6月11日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	山口聡一郎君
係 長	早稲田由香君	主 査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	荒木重臣君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山崎禎三君
住民福祉部長	宮司裕子君	健康保険部長	細田愛二君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	永野英明君
教育次長	荒木隆君	企画財政部理事	中村元則君
住民福祉部理事	川内佳代子君	教育委員会理事	大島尚之君
総務課 長	大山康彦君	政策企画課 長	石川俊介君
財政課 長	北野靖之君	教育総務課 長	久原和彦君
生涯学習課 長	峰修子君		

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時12分

令和8年第2回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

令和8年6月11日（木）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備考
1	47	令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総務 ※産業
2	61	財産の取得について	追加上程
3	—	議員派遣の件	—
4	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	—

※付託された委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。ただ今議題とした議案について委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

それでは、議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）の件についてご報告を申し上げます。歳入歳出予算の総額は168億8,036万5,000円とするものです。これ以降、総務厚生常任委員会に付託された部分の報告を行います。主な提案理由内容として、総務部契約管財課では、フロントヤード改革推進事業に伴い住民環境課に総合窓口を設けるため、総合窓口のカウンター、各種パネル、椅子などを購入し、電気系統や電話配線の変更工事を行う。情報政策課は、フロントヤード改革推進事業に係るデジタル実装交付金945万3,000円を計上しています。次に、住民福祉部住民環境課は、住民係窓口のフロントヤード改革に伴い、窓口業務等委託料および備品購入費を計上。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省エネ家電購入補助事業および住宅用LED照明購入補助事業を実施するとの説明がありました。主な質疑として、総務部では総合窓口はどのような配置になるのかに対し、住民環境課窓口を中心にマイナンバー、お悔やみ、転入転出等の手続きに対応する窓口を設ける、発券機で番号札を取り1番から6番までの窓口案内される形となる。いわゆる書かない窓口として手続きを行うとの答弁でした。次に、フロントヤード改革はいつから本格的に始まるのか。今後全庁的にはどうなるのかに対し、令和9年1月4日からの実施を目指している。まずは1階フロアの中でも、住民の来庁が多い手続きを中心に進め、一定3年程度の期間で整えていく。将来的には全庁的な展開も視野に入れているとの答弁でした。次に住民福祉部では、書かない窓口の開始に向け委託業者はいつから入るのかに対し、1月4日の開始に向け、12月中旬頃から契約し、2週間程度の研修期間を設ける予定であるとの答弁でした。次に質疑として、委託人数と現在の会計年度任用職員の取り扱いはどうなるのかに対しては、委託は3名を予定。現在、証明書や異動関係、パスポート関係で会計年度任用職員1名を雇用しているが、今年度末までは継続し、その後は委託3名体制に切り替える予定であるとの答弁でした。次に、この人件費が増える中でそれに見合う効果はあるのかに対し、来庁者にとっては申請書記入の負担軽減につながり、職員にとっては入力作業の省力化や事務負担軽減が期待される。中長期的には職員配置の見直しにもつなげていきたいとの答弁でした。次の質疑は、窓口対応を民間委託することで職員が住民対応を学ぶ機会が減る懸念はないのかに対し、窓口業務は役場職員の基本であると認識は持っている。委託3名で対応しきれない部分は、職員も窓口対応を行うため、住民に優しい対応ができるよう、引き続き職員一同で取り組むとの答弁でした。次に、住宅用LED照明購入事業補助金について昨年度利用できなかった人

を優先する考えはあるのかに対し、優先することは考えていない、昨年度の申請の有無にかかわらず広く周知して受け付けるとの答弁でした。申請受付開始時期と対象購入費はどうなるのかの質疑に対しては、予算可決後登録対象店舗への説明を行った上で、7月1日から申請受付開始を予定している。購入対象日は、店舗説明後の6月20日以降に購入した分から対象とする方向で検討しているとの答弁でした。次に、申請期限や予算到達の見込みはどうかに対しては、要綱上は1月29日までを申請期限として考えている。ただし、省エネ家電補助は前回600万円の予算が約2カ月で上限に達しており、今回は800万円であるため、2カ月から3カ月程度で上限に達する可能性があるとの答弁でした。次に健康保険部では、ホンテラッセ長与の健康センターについて今後の準備スケジュールと運営体制はどうなるのかの質疑に対し、施設は10月末に完成し、11月に引き渡しを受け、その後町が管理することになる。管理委託等の準備事務が必要となるため、8月からの会計年度任用職員は事務補助として雇用する。3月からの3名は、4月の開館後に事務従事してもらうための準備として雇用する。運営体制はまだ決定ではないが、事務責任者1名と事務員1名の体制を基本に検討している。以上、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

山口産業文教常任委員長。

○12番（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。それでは、産業文教常任委員会に付託を受けました議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）について報告いたします。審査日は令和8年6月8日、議員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員の出席を求め、説明を受けました。主な質疑といたしまして、建設部の産業振興課については、補助金の対象となる認定新規就農者は年齢制限はあるのかに対し、国の要件は49歳までとなっているとのことでした。次に、対象者が1名から2名になった経緯はというのに対し、かんきつ栽培の1名を当初予定していたが、昨年取り下げたアスパラ栽培の1名についても、申請項目を見直して採択を受けたので、2名の予算を計上したということでした。次に土木管理課について、県の港湾工事費の町負担分が244万円ということだが、町は何割負担してるのかに対し、町の負担割合は25%となっているとのことでした。次に、（仮称）道ノ尾南部公園の整備スケジュールはどうなっているのかに対し、今年度中に既存の仮設住宅を解体し、令和9年度に公園整備を行いたいとの考えであるということでした。次に教育委員会学校教育課については、令和の長崎スクールとは何かに対し、県内全ての市町が個別最適な学び、協働的な学び、主体的な学び、深い学びの4つの部会のいずれかに所属して研究を行い、年度末に結果を集約し、

県内の教育の充実を図ろうとするもので、本町は個別最適な学び部会に所属しており、町内全ての小中学校が協力校として研究を深めているということでした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第47号議案に対して反対の立場から討論を行います。本補正予算は、町民生活にとって必要不可欠な事業が多く含まれていることは認識をしております。またフロントヤード改革事業についても、住民が迷わない、移動させないという目的に賛同するものであります。しかし、その事業を人材派遣業へ委託する点につきましては、地方自治の本旨、住民サービスの持続可能性、そして本町が目指すべき社会像の観点から看過できない課題が存在します。以下3点にわたり、その反対理由を述べさせていただきます。第1に、対象業務の特殊性とそれに関する情報管理リスクについてでございます。今回委託の対象とされる主に住民票や戸籍、パスポート等の発給といった業務は、単なる定型的な事務作業ではないと認識しております。これらは住民の皆さまの権利義務の発生、身分、さらには国籍といった基本的人権や法的な存在基盤を公に証明する極めて厳格な法定受託事務を中心とするものであります。現在の窓口において厳格な判断が求められる局面が多々あり、これらは法令、制度の枠組みを深く理解をした公務員が行政としての責任において直接執行すべき性質のものだというふうに思います。この間、複数の自治体で法的な証明書の可否などが必要な際、自治体職員が窓口の委託スタッフに対して、このように処理してと直接口頭で指揮命令を行いました。これが労働局から行政指導が入っております。労働者派遣法の枠組みによって、業務範囲があらかじめ仕様書によって限定される派遣労働への置き換えは、これら厳格な法制度への臨機応変な対応を制度的に制約する懸念を拭えません。またこれらの業務は、全町民の氏名や住所、家族構成、異動の経歴など、極めて秘匿性の高い個人情報情報を日常的に直接取り扱う場でもあります。これを民間企業へ外部委託する場合、行政が直接的な使用者責任を負わない構造となるため、実効的な監督体制をどのように担保するのかという、この問題に対し十分な道筋が示されているとは言えないと考えます。公共が直接責任を負う体制があつてこそ、住民の信頼と安全が真の意味で担保されるものであるというふうに考えます。第2に行政能力の継続性、そして自治体の持続可能性についてでございます。住民票や戸籍、パスポートの窓口は、特定の対象者だけではなく、全ての町民が生活の節目において利

用する町と住民を結ぶ最大の接点であり、行政の原点とも言える場所だと思います。この窓口は単に書類を処理する場ではなく、地域住民の生活実態や社会の変化をデータと対面の両面から直接把握できる行政職員の貴重な感覚を担う、そういう最前線だと認識をしております。ここで得られる経験や知見、および法運用のノウハウが、次世代の行政を担う職員の人材育成において組織的に蓄積されるべき不可欠な、いわゆるいわば知的財産にもなるというふうに思います。今回の委託によって実務の現場から直接得られる経験則が組織内部に蓄積されることなく、蓄積されなくなってしまうことを懸念いたします。仮に将来、社会情勢の急変や災害等によって行政の直接対応が必要となった場合、あるいは事業者が何らかの事情で撤退等が生じた場合、ひとたび失われた職員のノウハウ、実務能力を回復させるということは非常に困難になるのではないかという懸念があります。行政の根幹を支える基盤的能力を組織内から失わさせるっていうことは、長期的な視点から見れば自治体経営の観点からリスクをはらんでいるというふうに言わざるを得ません。そして第3の問題が、本町の最上位計画である総合計画との関係、根本的な矛盾があるのではないかという点でございます。本町の総合計画には、若い世代の結婚、出産、子育ての願いをかなえるという理念が掲げられております。現在の少子化、人口減少における構造的要因として、非正規雇用の拡大に伴う雇用の不安定化や処遇の問題が広く指摘されていることは周知の事実でございます。今回の見直しは、これまで本町の公務を支え、町自らが処遇改善に取り組んできた会計年度任用職員の任用を更新せず、中間マージンが発生する派遣労働へと置き換えるという内容であることが委員会審査で明らかになりました。本町自らが安定的な雇用を確保するという役割を後退させ、コスト削減の論理を優先して、より不安定な雇用形態を選択するということは、総合計画が掲げる理念と矛盾するものであり、行政が模範を示すべき立場を自ら放棄する措置と言わざるを得ません。公共が率先して、質の高い雇用環境を守り、地域に安心を提供することこそが地方自治体にとって最大の少子化対策であり、住民福祉の増進に直結する施策だと思います。コスト削減の効果を優先するあまり、住民の安心や行政の公的責任、そして本町が自ら掲げた計画の根幹を損なうことがあってはなりません。窓口業務の民間委託という選択が短期的な財政論理だけで判断されたとすれば、地方自治の本旨ならびに住民の皆さんの長期的な幸福、そして利益に照らし、再考されることを強く求めます。以上の理由から、本補正予算に対し反対いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありますか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第47号長与町令和8年度一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。本議案は、既定の歳入歳出それぞれ6,959万3,000円を追加し、総額を168億8,036万5,000円とするもので、私が所属する産業文

教常任委員会が付託を受けた分につきましては、質疑の結果、県による護岸工事の町負担金や新規就農者育成のための補助金、道ノ尾グラウンドに代わる新たな公園整備のための工事費など、必要な事業のための予算であることを確認いたしました。総務厚生常任委員会付託分につきましては、審査の中で特にフロントヤード改革に係る予算について懸念の声があったようですが、窓口業務の改善を図るこのフロントヤード改革については、当初予算の賛成討論でも申し上げましたとおり、行政が最も重視すべきが住民の利益であるという観点から、住民の利便性を可能な限り向上させ、負担を軽減するために必要なものであると考えます。来年度より会計年度任用職員1名に代えて、業務委託職員3名を配置するということだけを見ると、役場職員を切り捨て、かつ人員の増加によって経費が増大するという懸念は理解いたしますが、当初は3人を必要とするとしても、今後さらにデジタル化が住民に浸透し、書かない窓口からさらに行かない窓口へと移行していくことで、委託職員の数も最小限にできると考えますし、繰り返しになりますが、行政が最も重視すべきは住民の利益であること、また人口減少に伴う職員不足や町の予算規模縮小などを想定した長期的視点で自治体運営を考えれば、将来にわたって公共サービス水準の維持と、職員一人一人の業務の軽減、そして将来的な経費抑制を両立させるためにも、過渡期である今必要な措置、必要な予算であると考えます。業務委託については、今後、外国人住民が増加した場合などに必要な外国語を話せる人材を委託事業者を探してもらうなどのメリットもあるのではないかと考えております。言うまでもないことですが、業務委託化においては個人情報等を扱う上でのセキュリティを万全とすること、また委託事業者や委託職員が変わる可能性に備えたノウハウの共有化などに十分留意して行うことを申し添えて、その他の事業予算にも不適当なものはないと判断し、賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第47号令和8年度長与町一般会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第61号財産の取得についてを議題とします。ただ今議題とした議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、議案第61号の提案理由を申し上げたいと思っております。本議案は

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、動産の購入契約を締結することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。取得する財産でございました、これは長与町図書館および公民館等の6施設におきまして、図書館システム関連機器および周辺機器導入を行うものでございます。2社による公募型プロポーザル方式によりまして、随意契約を締結することといたしまして、最も有利な条件を提出をしていただいた事業者と仮契約を締結をいたしております。取得金額は1,776万3,900円で、うち消費税が161万4,900円含まれております。取得の相手方は、東京都港区三田3丁目5番19号、京セラコミュニケーションシステム株式会社、営業本部長船戸川洋、資本金29億8,594万6,900円でございます。参考資料といたしまして、仮契約書の写しおよび機械機器一覧を添付しておりますのでご参照をよろしく申し上げます。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは質疑をさせていただきます。今回の財産の取得というのは、新図書館の建設に伴うシステム関連機器および周辺機器の一式の取得ということで理解をしております。一応図書館と公民館の6施設への納入ということで書かれてありますけれども、そこで今回この取得する機器の内容に加えて、施設への配置、現在のシステムから変更拡充される点、また新図書館開館後の利用者サービスの向上や、職員業務の効率化についてどのような効果を見込んでいるのか、まずこの点をお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

峰生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

図書館以外の6施設に納入いたします機器の内容でございますが、利用者が図書館にございます資料を検索できるOPACの端末が1つ、それとバーコードリーダーおよび貸し出し内容が印字されるレシートプリンターをそれぞれ1台ずつ配置する予定でございます。またシステムにつきましては、開館後の利便性と業務効率化を重視した内容としております。その内容につきましては、新図書館のデータ移行もございますけれども、システムに関する研修等、そういうのも充実をしておるところでございます。加えて、蔵書管理につきましてもSHELF EYEという機能により、蔵書の確認が別の所に入っておりますも、その機械をかざすことで内容を確認できたりすることで、職員の業務の効率化が図られるものでございます。加えて、複数冊の図書が同時に貸し出し、返却できるという点もございまして、これはカウンター業務の効率化にもつながるものと考えておるところでございます。また図書館の新しいサービスといたしましては、

自習席の座席予約というものもございますが、本システムを導入することで、図書館の司書がその利用状況の確認ができたり、またそれによってサービスをする時間の余裕が発生するということもございまして、相手業者と契約をしたものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

何となく分かりました。今回プロポーザル方式をとったということで、それで随意契約になったということですが、このプロポーザルへの参加事業者数と、機能面、費用面、導入後の保守運用面、そういうものをそろそろを考慮した上である程度の評価基準っていうのがあって、ここの京セラコミュニケーションシステム株式会社に決定をされたのかなというふうに思うんですけれども、選定結果を踏まえて結局は随意契約としたという、その理由について伺いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

プロポーザルで選定する、このことも含めて随意契約という取り扱いかと思います。

○議長（安藤克彦議員）

質疑の中で、町長の説明に当初ありましたが、参加業者数、これも再度示してください。

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

参加業者数は2社でございます。先ほどの説明で分かりづらかったかと思いますが、随意契約というのはいろんな手法がございまして、そのうちの1つとしてのプロポーザル方式という随意契約の1つの方式としてのプロポーザルということでご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

町長の提案理由をちょっと聞き逃した部分があったようで申し訳ないです。そしたらこのプロポーザル方式で選定をされたということであっても、最終的にはですよ、やっぱり随意契約となる以上、契約相手の選定理由とか、価格の妥当性、そういうものっていうのははっきりやっぱり説明ができるように整理をしておかないといけないというふうに思うんですね。今回の取得金額については、提案価格や見積もり内容をどのように精査して価格の妥当性を確認したのかということと、今後の保守費とかライセンス料、システムの使用料などがあるかと思うんですけれども、それはどのように町としては整理し、ここに決定したかということをお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

プロポーザルにご参加いただきました2社とも、図書館の機能としましての基本的な内容というのは大方同様なものでございました。しかしながら、仮契約をしております事業者の方が自社独自システムを持っておりまして、機能が1つのホーム画面からスムーズにできるというところに利点がございました。例えば、ホームページの内容の更新等もそのシステムから簡単にできるということ、あと検索のスピードもかなり早いということ、そういうものがございました。また、プレゼンテーションの内容の審査の項目といいますか、そこで重視されたものは、本町の図書館業務を安定に行うためにというところがまず1つ、あと業務の効率化というところをそこに重視いたしました。また利用者の方のプライバシーを守るですとか、そういうことも重視いたしまして、さまざまな理由でこちらの業者に決定をしたということになっております。加えて保守につきましても、今後バージョンアップ等した際に、本事業者の方は追加の料金がいないということを知っておりまして、予算の平準化ということも考えてこちらを採用したということになっております。評価基準につきましては、ホームページの方でも公開しておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案そのものに対して特段の疑義があるわけではないんですが、その内容でちょっと2点ほどお伺いしたいことがございます。1点が売買契約書の発注者、受注者のところで、受注者が営業本部長になっていますよね。ちょっと私の経験上では、代表取締役、代表権がある方っていうのが通常になるのかなと思うんですが、これが営業本部長になっているという点がちょっとご説明いただければお願いしたいということと、もう1つがその契約内容の中に、座席予約チェックイン端末、座席予約っていうのはどういう仕組みなのかという点をお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

相手方の契約者の名前のところに営業本部長の名前が入っております。これにつきましては、代表取締役社長よりの委任状をお預かりしております。その内容に、契約の締結に関する一切の権限を委任するというものが入っております。また座席予約システムにつきましては、図書館内にございます自習ができる座席、それを事前に予約をしていただくことで、時間を決めてその場所が利用できるというものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

1点目の件は理解いたしました。座席予約については、例えば自宅からパソコン等でそういう予約ができるのかという点と、もう1つが、恐らく新しくできたということで、新しくできた図書館というのは期待されますのでたくさん予約の申し込みが来るんじゃないかと、特に最初の頃はですね。そうした時に、ちょっと心配されるのがアクセスが集中した時に十分なサーバーでないと、サーバーダウン等の恐れがないのか、このあたり協議されたかどうかですね、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

プロポーザルの前に選定委員会等を開催いたしまして、システムの容量なども確認をしておるところでございます。予約につきましては、スマートフォンなどを利用して予約をすることができるようになっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

最近よくプロポーザルの契約ということで、提案型ということで理解してますけど、この選定する委員ですね、これはどのような基準で選ばれてるのか。専門的な知識の方が、部外からもいらっしゃるのか、もしくは役場だけの中でお話をされてるか、この辺をちょっと教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（峰修子君）

プロポーザルの審査の委員は、図書館の統括と支所の代表、情報政策課長、教育委員会次長、生涯学習課長、他に有識者の方もお願いをして選定をしております。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

行政の中は私たちもよく分かるんだけど、要はその部外者の有識者というのが、どの辺の、今度の図書館についても何か委員長がおられて、そこで裁定されたっちゃうことだったんですけど。そこまでやってるのか、もしくはただ参考意見に聞いて決めるのか、その辺はもっと詳しく話していただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

この外部有識者の方は、まずは県内自治体の職員の方で、実際にその自治体の図書館管理運営に携わった経験があられる方、あと総務省、国の方のアドバイザーでもあられます。この方も採点者として入っていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第61号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第61号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。総務厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。

閉会に当たり町長から発言の申し出がありますので許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る2日に開会をいたしました本定例会は、10日間の会期を経て、本日最終日を迎えたわけでございます。各議案につきましては慎重なるご審議を賜りました。心よりお礼を申し上げます。また8名の議員各位より一般質問を頂戴いたしまして、町政の発展の観点から数々のご指摘、ご提言、またご助言を賜りました。頂きましたご意見につきましては、真摯に受け止め、着実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。今後とも、住みたい、住み続けたい、住んで良かったと実感いただけるような100年安心のまちづくりに邁進をしてまいります。議員各位におかれましては、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。これから大雨や台風などによる自然災害が起こりやすい季節となります。町といたしましては、町民皆さまの生命、財産を守るため、関係機関、団体との連携を図り、これからの季節に備えてまいりますので、皆さま方におかれましても、引き続きお力添え賜りますようお願い申し上げます。また、これから蒸し暑い日が続く、体調を崩しやすい季節でもございます。議員各位におかれましてはご自愛いただき、引き続き本町の発展のためにご活躍いただきますようご祈念を申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。令和8年第2回長与町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 10時12分）